

## 検体検査実施料に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。  
このたび「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日付け保医発0305第1号）を下記のとおり改正し、令和3年12月31日から適用される旨、厚生労働省保険局医療課長より通知されましたのでご案内申し上げます。

敬具

記

### ■ 《保険収載適用日》

2021年 12月31日（金）ご依頼分より

### ■ 《一部改正された項目》

SARS-CoV-2核酸検出（材料によって項目コードが異なります）

項目コード	項目名称	保険点数
0777	COVID-19PCR鼻咽頭	【検査委託】1350点（450点×3回分）
0778	COVID-19PCR唾液	【それ以外】700点（350点×2回分）

※検体採取を行った保険医療機関以外の施設に検査を委託する場合のSARS-CoV-2核酸検出及びSARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出の点数については、中央社会保険医療協議会総会（令和3年12月8日）において承認されたとおり、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえた上で、令和4年4月1日に再度見直しを行い、700点となる予定です。

### ■ 《検体検査実施料の変更された内容》 \* 下線部分が追加および変更されました。

項目名	保険点数	判断料	診療報酬区分	備考
SARS-CoV-2核酸検出	(検査委託) 1350点 (450点×3回分)  (それ以外) 700点 (350点×2回分)	微生物学的検査判断料 (150点)	「D023」 微生物核酸 同定・定量 検査の 「9」 「14」	～（前略） なお、検査に用いる検体については、厚生労働省の定める新型コロナウイルス感染症の検査に係る指針を参照すること。採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013 2014版」に記載されたカテゴリー B の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、本区分の「14」SARS-CoV-2核酸検出の所定点数 3 回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「9」HCV核酸検出の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。